

北九州市週休2日試行工事（土木）実施要領の改定について

令和元年10月1日から施行している北九州市週休2日試行工事（土木）について、実施要領を改定します。

1 主な改訂内容

1) 週休2日交替制工事の追加

これまで対象期間全体（通期）で確認していた現場閉所率（交替制の場合は、平均休日率）に加え、月単位での確認を追加します。

2) 試行対象工事

- ・北九州市が発注する全ての工事を「月単位現場閉所による週休2日工事」で発注します。（ただし、一部工事は除く。）
- ・現場閉所による週休2日の発注（実施）が困難な工事は「月単位週休2日交替制工事」として発注します。

3) 間接工事費等の補正

- ・当初設計時から、月単位4週8休の補正係数を乗じて割り増し補正を行います。
- ・受注者希望方式は、廃止します。
- ・4週6休、4週7休は、廃止します。
- ・達成状況を確認し、月単位4週8休に満たない場合、以下の表に基づき補正分を変更します。

達成状況		補正係数
月単位	通期	
達成	達成	月単位
未達成	達成	通期
達成	未達成	月単位
未達成	未達成	補正なし

4) 工事成績評定

週休2日（4週8休以上）を達成しても、工事成績評定の加點評価は行いません。（達成できなかった場合でも減點評価は行いません。）

5) 実施証明書

工事完成時に4週8休以上の達成が確認できた場合は、受注者の申し出があれば実施証明書を発行します。

2 適用年月日

令和7年4月1日以降の起工分（設計書適用年版：令和7年4月）から適用します。

※詳細については、北九州市ホームページに掲載の実施要領をご覧ください。

